

令和4年2月15日

# 農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

## 第 2 0 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年2月15日(火) 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

|        |              |              |
|--------|--------------|--------------|
| 3 出席委員 | 1 番 岡本 幸子 君  | 2 番 鈴木 喜義 君  |
|        | 3 番 中元 茂雄 君  | 4 番 下土井 進 君  |
|        | 5 番 榎本 正男 君  | 7 番 寺西 久美子 君 |
|        | 8 番 原田 淳一 君  | 9 番 吉弘 功 君   |
|        | 11 番 勝本 澄人 君 | 12 番 齋藤 貴之 君 |
|        | 13 番 宮本 三雄 君 |              |

4 欠席委員 6 番 岩政 幸人 君 10 番 大崎 正男 君

5 説明のため出席した者

|       |         |
|-------|---------|
| 事務局長  | 下前 真一 君 |
| 事務局次長 | 松村 和裕 君 |

6 記事ならびに議事録調整者

|    |         |
|----|---------|
| 職員 | 伊藤 義人 君 |
|----|---------|

会議に付議した事項

- 議案第 88 号      農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 89 号      農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

## 第20回農業委員会総会次第

議長 宮本君            それでは、ただ今より第20回農業委員会総会を開会いたします。  
今日は岩政委員と大崎委員が欠席ですが、13名中11名で定足数には達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君            会議録署名委員を指名いたします。  
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において中元委員と下土井委員をお願いいたします。  
よろしくをお願いいたします。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。  
（異議なしの声あり）  
異議なしと認めます。  
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君            それでは、ただいまより議事に入ります。  
議案第88号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規程により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。  
事務局の議案の説明をお願いいたします。

局長 下前君            議案第88号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名（田 32, 560㎡ 畑 169㎡）から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。  
令和4年2月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄  
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君  
（3条－1）            調書に基づきまして、ご説明申し上げます。  
整理番号1番でございますが、申請者より取り下げの申し出がございましたので、削除をお願いいたします。

次長 松村君  
（3条－2）            続きまして整理番号2番でございます。  
説明の前に訂正がございます。渡人の住所のところで、●●と記載しておりますが、●●でございました。お詫びを申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。  
では、説明申し上げます。  
申請地は、●●●番● 地目 田 面積2, 209㎡ 外3筆 合

計 田 面積 5, 680 m<sup>2</sup>です。

利用状況は一毛作です。権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、遠隔地に居住し、耕作管理が困難となったため、譲り渡すものです。

受人は、申請人の申し出に応じ、耕作管理するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約 1 km 付近一帯の距離にある、●●及び●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君  
(3条-3)

続きまして整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 60 m<sup>2</sup> 外 12 筆 合計 田 面積 22, 105 m<sup>2</sup>です。

利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。

受人は、申請地を改修し、地域の農業振興のために、効率的な農業生産を実施するものです。

渡人は、申請人の申し出に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ 180 m の距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

局長 下前君

整理番号3番の案件につきまして、補足説明をさせていただけたらと思います。

当案件は、●●である●●が●●の跡地を取得し、●●が出資する●●に貸し付けて、●●の指導のもとにリーフレタスを栽培するものでございます。

山口県の3条申請の申し合わせ事項の中に、取得後は自作が原則で、2年2耕作はやってもらうよう指導するとなっています。しかしながら、例外として真に緊急、かつ、必要がある場合は認めるという申し合わせ事項となっております。この案件につきまして山口県農業振興課といろいろ協議した結果、2年2耕作の原則は投資目的の農地取得を制限するものであり、本案件は明らかに投資を目的としたものではない。また、約2.5ヘクタールの農業用施設を活用することは地域農業の振興に必要なものであり市の農林水産課も推進している。また、企業誘致の一環として市の企業立地・雇用創成室も推進している。また、

●●が主体でその上物のハウスですが施設を整備し、先ほどの●●に貸すものであり、ハウスなどの施設は●●のものであり、土地を一体的に整備するためには●●の子会社である●●が購入することが望ましい。以上の理由により県からは今回の案件についてはやむを得ないと判断されています。

事務局においても県の判断を受け、本案件は例外規定に該当すると  
して、この度上程するものでございます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 1 番を除きまして、整理番号 2 番から審議したいと思います。  
整理番号 2 番につきまして、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 整理番号 2 番です。先ほど事務局から説明があった通りでござい  
ます。1 月 28 日に関係委員で現地確認をいたしました。現在も耕作さ  
れておりますし、今後も引き続き耕作されるということです。よろし  
くお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号 2 番につきまして、何か質問はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
異議なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号 3 番につきまして、これも●●委員、お願いします。

●番 ●●君 今、事務局さんから補足説明がありました案件ですね。皆さん質問  
はないと思いますが、現地確認を関係委員で行いました。何も問題は  
ないと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号 3 番につきまして、何か質疑はございますでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
それでは、異議なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、整理番号 2 番 3 番 議案第 88 号については、原案  
のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願い  
いたします。  
(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第 88 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第 89 号を上程します。  
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名(田 4, 540㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和4年2月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄  
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君  
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1, 657㎡です。

受人は、●●で不動産業を営む法人で、建売住宅7区画を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約1.5kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

なお、許可については、開発許可と同時施行といたします。

次長 松村君  
(5条-2)

整理番号2番でございます。

これも調書に訂正があございますので、先に説明させていただきます。地区のところに●●と書いてございますが●●でございます。字のところに●●とありますが●●でございます。お詫び申し上げますとともに訂正をお願いいたします。●●でございます。

それでは説明申し上げます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積2, 587㎡の内1, 225㎡ 合計 田 1, 615㎡です。

権利の種類は、賃借権の設定です。

借り人は、●●で建設業を営む法人で、申請地に隣接して●●工事を請け負い、施工のための仮設道路及び資材置場を建設するものです。

貸し人は、借り人の要望に応じ、貸し出すものです。

当案件は、令和4年3月31日までの一時転用であり、原状回復誓約書も提出されていますが、回復の方法の欄には、発注者である●●事務所に引き継ぐと記載されており、以降は●●事務所より公共転用の届出が出る予定です。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ700mの距離にある、●●から北へ10mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君  
(5条-3)

続きまして整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,268㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積556.54㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約1.1kmの距離にある、●●から南へ50mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番と2番につきましては、●●委員が欠席ですので●●委員をお願いいたします。

●番 ●●君

整理番号1番、2番とも1月28日に関係委員、事務局と現地の調査をいたしました。1番の方は●●の前のところの休耕田、2番の方は●●の旧倉庫があるところの横、道路を挟んで横の土地というところでございます。1番2番とも転用しても周囲の農地への影響もございませんので、一応、今、事務局の方から説明があった通りでございます。ご審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番2番につきまして、何か質問はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

3番の案件ですが、これは先月、先々月と同じ地域で出ておりました太陽光パネルの場所でございます。そこで残っておったところが、またこの度一件出てきたという案件でございまして、周辺もずっと工事が進んでパネルが設置をされてきておる状況の中の農地でございま

して、特に問題はないというふうに判断をしております。

議長 宮本君 整理番号３番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了しまして、整理番号１番から３番 議案第８９号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。  
(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第８９号につきましては、可決・承認と決します。

それでは、以上をもちまして総会は閉会といたします。  
(閉会 午前９時２０分)